

# 山保5組防災計画

令和4年8月

山保5組自主防災会

## 目次

第1	目 的	1
第2	組 織	1
	1 組織の編成及び任務	
	2 役員	
	3 班の設置と活動内容	
第3	平常時の活動計画	3
	1 家庭における防災対策の推進	
	2 防災知識の普及啓発	
	3 地域における災害危険箇所の把握と避難場所の周知	
	4 住民の安否確認と家屋等の被害状況の調査	
	5 要配慮者と避難行動要支援者に対する支援体制の整備	
	6 防災訓練	
	7 防災資機材の整備と飲食料等の備蓄	
第4	水害のおそれのある場合の対応	5
第5	土砂災害のおそれのある場合の対応	5
第6	大規模地震発生時の対応	6
第7	火災発生時の対応	6
第8	各種災害発生時の応急活動計画	7
	1 災害情報等の収集と伝達	
	2 給食・給水活動	
	3 要配慮者と避難行動要支援者に対する支援	
	4 避難所外避難を行う住民への対応	

### 【記載例】

- ・ 安否確認報告書
- ・ 自主防災会組織構成図

## 第1 目的

この計画は、平成25年6月、災害対策基本法改正において、地域コミュニティの地区居住者等による、防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されたことを受けて策定したもので、山保5組地区防災計画と称し、自主防災組織を単位として、防災活動に関する計画を定め、自助・共助によって、自然災害による、人的・物的被害の発生及びその拡大を防止または低減することを目的とする。

## 第2 組織

### 1 組織の編成及び任務

災害時の応急活動を迅速かつ効率的に行うため組織を編成し、平常時から防災技術の習得や知識の向上に努める。

### 2 役員

自主防災会に会長を置き、会長は応急活動時の指揮をとり、会長が不在のときは、副会長がその職務を行う。

### 3 班の設置と活動内容

各種活動を円滑に実施するため班を設置し、各班に班長、副班長を置き、次の活動を行う。

No.	班	平常時	災害時
1	総務班	<ul style="list-style-type: none"><li>・自主防災会の運営全般</li><li>・避難行動要支援者等の把握</li><li>・防災マップの作成</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害状況の集計</li><li>・在宅避難者の把握</li><li>・避難行動要支援者の支援</li><li>・外部団体との連携等</li></ul>
2	情報班	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災知識の普及啓発</li><li>・安否確認・被害状況調査周知</li><li>・情報収集伝達訓練</li><li>・危険箇所と避難場所等の周知</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民安否・被害状況の収集</li><li>・防災情報の収集と伝達</li><li>・危険箇所の広報</li></ul>
3	救出救護班	<ul style="list-style-type: none"><li>・救出救護訓練</li><li>・資機材の整備</li><li>・応急手当や衛生知識の普及</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・捜索・救出・救護活動</li><li>・防災機関への協力</li><li>・防災防犯巡視</li></ul>
4	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難場所の確認</li><li>・避難経路の安全点検</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難誘導</li><li>・避難者数の把握</li></ul>
5	炊き出し班	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭内の防災対策の推進</li><li>・炊出訓練と備蓄品の管理</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・炊出と飲料水の確保</li><li>・支援物資配分</li></ul>
6	衛生班	<ul style="list-style-type: none"><li>・トイレ対策・簡易トイレ備蓄の推進</li><li>・ゴミ処理対策</li><li>・災害ゴミ分別の周知</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・防疫対策・し尿処理</li><li>・ゴミ処理の指示</li><li>・災害ゴミ分別の実施</li></ul>

## 第3 平常時の活動計画

### 1 家庭における防災対策の推進

#### (1) 家屋の耐震化

昭和56年5月31日以前に建築された住宅は、耐震診断を受け、基準に満たない場合は、耐震対策等に努める。

#### (2) 家具の転倒防止とガラス類の飛散防止対策

家具の転倒による負傷者を防ぐため、金具等で固定し、ガラスなどには飛散防止フィルムを貼付する。家具の固定は全戸で実施すること。

#### (3) 非常用食料の備蓄

災害時の物流の停止に対応するため、最低3日間分を備蓄する。

#### (4) 非常持ち出し袋の準備

災害時に備え準備するとともに、誰が持ち出すかを決めておく。

#### (5) 家族の連絡方法

災害時に離れ離れになった家族の安否確認の方法や連絡方法、集合場所や避難場所を決めておく。また、NTT 災害用伝言ダイヤル「171」などを活用方法も習得しておく。

#### (6) 出火防止対策

次の点検項目により、出火防止に努める。

##### ア 点検項目

- ① 火気を使用する器具等の使用状況及びその周辺的环境整理
- ② 灯油等の可燃性液体類の保管状況
- ③ 消火器具や消火薬剤の整備状況
- ④ 住宅及びその周辺の状況
- ⑤ 住宅用火災警報器の作動状況
- ⑥ 感震ブレーカーの作動状況

##### イ 消火用器具の配備

各家庭に消火器や消火用バケツなどの消火用器具を備える

#### (7) マイタイムラインの作成

マイタイムラインを作成し、避難場所や避難所、避難のタイミングを明確化する。

### 2 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、防災知識の普及啓発を行う。

#### (1) 普及啓発事項

普及啓発事項は、次のとおりとする。

- ア 自主防災組織及び地区防災計画に関すること
- イ 災害から命を守る基礎教育に関すること
- ウ 風水害、地震、火災等の災害対策に関すること
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること

- オ 備蓄対策に関すること
- カ 避難行動要支援者の避難支援に関すること
- キ 避難所運営に関すること
- ク その他、防災に関すること

(2) 普及啓発の方法

防災知識の普及啓発方法は、次のとおりとする。

- ア 防災訓練
- イ 防災講話
- ウ 自治会で作成するチラシ等

(3) 実施回数

毎年1回以上実施し、防災意識と知識の高揚を図る。

3 地域における災害危険箇所の把握と避難場所の周知

(1) 地域防災マップにより危険な場所、過去に発生した災害現場、消火栓や消火栓器具格納箱、防災倉庫の場所を把握する。

(2) 避難場所

- ・指定避難地
- ・近萩公民館
  
- ・指定避難所
- ・近萩公民館

なお、地震発生時は、各組で選定した次の集合地に一時避難し、住民の安否確認と家屋等の被害状況を調査し、組長に報告する。

集合場所一覧

組	場 所	住 所
山保5組	近萩公民館	市川三郷町山保8309番地

#### 4 住民の安否確認と家屋等の被害状況の調査

住民の安否確認と家屋等の被害状況を把握するため、各組において次の活動を行う。

##### (1) 事前準備事項

- ア 組員の名簿を作成し、避難者の把握を行う
- イ 要配慮者の個別避難計画を確認し共有する

##### (2) 「安否確認報告書」の準備及び活用（別紙1）

- ア 日時、避難所名、組名、組長名を記載する
- イ 全組員の氏名を記載する

##### (3) 別紙2「災害時情報収集シート」記載要領

- ア 日時、地区名、避難所名、自主防災会長の名を記載する
- イ 各組から報告された別紙1を集計し、町災害対策本部に報告する

#### 5 要配慮者と避難行動要支援者に対する支援体制の整備

要配慮者の健康状態や介護・障がいの程度、また日頃自宅で生活している場所等の把握に努めるとともに、民生委員・町福祉支援隊などと協力して避難行動要支援者の「個別避難計画」を作成する。

#### 6 防災訓練

災害発生時の被害の軽減と応急活動円滑に行うため防災訓練を実施し、情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導、炊き出し等を迅速かつ的確に行えるよう習熟する。

##### (1) 住民と協議し、目的や内容を明確な訓練実施計画を作成する。

##### (2) 訓練の種別

訓練は、総合訓練、個別訓練とし、要配慮者対策を含めて実施する。

- ア 総合訓練は、町総合防災訓練とし、個別訓練を総合的に行うものとする
- イ 個別訓練の種類

地域において必要とする訓練を年1回以上、自主防災会で定めた日に実施し、災害対応力を高める

- |             |            |          |
|-------------|------------|----------|
| ① 避難誘導訓練    | ④ 炊き出し訓練   | ⑦ 応急救護訓練 |
| ② 初期消火訓練    | ⑤ 避難所運営訓練  | ⑧ その他    |
| ③ 情報収集・伝達訓練 | ⑥ 災害ゴミ分別訓練 |          |

#### 7 防災資機材の整備と飲食料等の備蓄

区内で備蓄スペースを確保し、資機材や備蓄品の整備をする。

##### (1) 資機材・備蓄品の確認を行い、不足しているものを整備していく。（町防災資機材整備補助金 1/3 補助上限 100,000 円）

##### (2) 「災害発生時に役立つ【お宝探し】」で資機材の確保に努める。

- (3) 炊出しや発電機、暖房機器等の燃料を備蓄し、定期的に入れ替える。

#### 第4 水害のおそれのある場合の対応

気象状況、降雨量、河川水位、記録的短時間大雨情報など、テレビやラジオ、インターネットなどで気象情報を収集し、現状を把握する。

なお、避難情報が発令された際は、速やかに近萩公民館に避難する。

##### (1) 浸水・洪水に備えて

ア 自宅への浸水防止（窓の目張り、土嚢の積上げ、トイレの逆流防止）

イ 避難情報発令時は、要配慮者や避難行動要支援者の避難支援を行う

##### (2) 避難判断基準

ア 避難情報が発令された場合

イ 身の危険を察知した場合

##### (3) 避難時における留意事項

ア 運動靴や動きやすい服装で避難する。（着替え、替え靴を持参）

イ 冠水時は足元が見えないため、さぐり棒（杖、傘など）で足元を確認する

ウ 二次災害を考慮し、電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を締める

##### (4) 避難してはいけない状況（2階以上又は高い建物へ避難）

ア 浸水深が50cm以上（ひざ程度）の場合

イ 暴風雨の場合

ウ 河川が氾濫している場合

エ 深夜の単独避難

##### (5) 水害時の避難における留意事項

ア 道路の側溝やマンホールが見えにくい場合、さぐり棒（杖、傘など）を持参し、足下を確認しながら避難する

イ 転倒時の怪我防止のため、両手に荷物を持たない

ウ 長靴は浸水すると動きにくくなるため、濡れても歩きやすい靴で避難する（替えの靴と着替えを持参）

エ 浸水深50cm以上では、歩行が困難なため、避難せず自宅の2階以上又は高い建物の上階に避難する（組長や自治会長に連絡をとる）

#### 第5 土砂災害のおそれのある場合の対応

気象状況、降雨量、記録的短時間大雨情報、大規模地震など、テレビやラジオ、インターネットなどで気象情報を収集し、現状を把握する。

なお、避難情報が発令された際は、速やかに近萩公民館に避難する。

##### (1) 土砂災害に備えて

ア ハザードマップを確認し、安全な場所までの経路の確認を行う

- イ 避難情報発令時は、要配慮者や避難行動要支援者の避難支援を行う
- (2) 避難判断基準
  - ア 避難情報が発令された場合
  - イ 身の危険を察知した場合
- (3) 避難時における留意事項
  - ア 運動靴や動きやすい服装で避難する。(着替え、替え靴を持参)
  - イ 二次災害を考慮し、電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を締める

## 第6 地震発生時の対応

身の安全を優先し、落下物から身を守る。揺れが多少収まったら、日乃本の確認を行い窓や戸を開け避難場所へ避難を行う。また、緊急地震速報(Jアラート)、エリアメール、町の防災行政無線などで地震の情報収集を行い、現状を把握する。

各組の避難場所へ集合し、避難者の確認を行い各組ごとに避難所へ避難する。

- (1) 大規模地震に備えて
  - ア 家具等が倒れないよう固定を行う
  - イ 破片等によるけがを防止するためスリッパなどを用意する
  - ウ 地震発生後は、要配慮者や避難行動要支援者の避難支援を行う
- (2) 避難判断基準
  - ア 避難情報が発令された場合
  - イ 身の危険を察知した場合
- (3) 避難時における留意事項
  - ア 運動靴や動きやすい服装で避難する。(着替え、替え靴を持参)
  - イ 二次災害を考慮し、電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を締める
- (4) 避難してはいけない状況
  - ア 深夜の単独避難
- (5) 地震時における避難手順
  - ア 組の各班は、安否確認と被害状況を調査し、集合地に一時避難する
  - イ 集合地で余震が収まるのを待ち、自宅での生活が困難な住民は、近萩公民館に避難し、それ以外の住民は帰宅する

## 第7 火災発生時の対応

火災が発生したら、次のとおり消火活動等を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、大声で近隣に知らせるとともに、次の事項を遵守し、初期消火を行う。
  - ア 消火活動は、2名以上で行うこと
  - イ 火災を確認した場合は、消火器や水バケツなどで直ちに初期消火を行い、炎が

天井部に達した場合は、逃げ遅れを防ぐため直ちに脱出し、消火栓器具による消火活動に切り替えること

(2) 自主防本部は、次の対応を行う。

ア 火災の連絡を受けた場合の消防機関と消防団への通報（ライフラインが寸断されている場合は、近萩公民館への伝達及び消防隊に情報提供をするための火災発生からの経過の記録）

イ 消火に必要な資機材と被害の少ない組からの人員の確保

## 第8 各種災害発生時の応急活動計画

各種災害発生時、自主防災会長は直ちに山保5組災害対策本部（以下「自主防災本部」という。）を近萩公民館（被災した場合は、区長宅）に設置し、各班の応急活動の指揮及び区長との情報共有に努める。

### 1 災害情報等の収集と伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な対応を行うため、次により情報の収集・伝達を行う。

(1) 通信手段の活用

ア 防災行政無線アンサーバック（山間地域）

イ 衛星携帯電話（孤立集落地区）

ウ SNS（LINE、町ホームページ等）

エ アマチュア無線

(2) 災害情報の収集

自主防本部は、防災行政無線や防災ラジオなどにより次の情報を収集する。

ア 行政機関からの情報

イ 災害の詳細情報

ウ 医療関連情報・救援情報（救助・給水等）

エ その他

(3) 被災者の情報収集と伝達

被害状況調査の結果から、負傷者（要救助者）、死者、不明者の情報等を正確に集計し、山保5組自主防災会長に報告するとともに、救出活動が困難な事案は、町災害対策本部の応援を要請する。

なお、通信網が寸断された場合は、近萩公民館に報告する。

(4) 山保4組自主防災会長への情報伝達事項

ア 安否確認内容と被害状況の集計結果（自治会内の被害状況含む）

イ 在宅避難者の支援物資の数量

ウ 行政への申請等情報

エ その他必要事項

## 2 給食・給水活動

飲食料や炊き出し等の燃料、生活必需品等を確保する。

自宅で避難生活を行う者（在宅避難者）は、燃料を節約するため食料を持ち寄り、協同で炊き出し等を行う。

なお、自主防本部は、支援物資の供給を受けた場合は、乳幼児や高齢者に配慮して配分する。

### (1) 食料の確保

- ア 自治会内の食料品店等から購入
- イ 支援物資の供給を依頼

### (2) 飲料水及び生活水の確保

- ア 近萩公民館の非常用貯水槽の水
- イ 近萩公民館に配置の緊急時用浄水機で浄化した水
- ウ 給水車による水
- エ 支援物資等

## 3 要配慮者と避難行動要支援者に対する支援

(1) 災害時は、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援にあたり、人員が不足した場合は、自主防本部に応援を要請する。

(2) 復興期は、食事、トイレ、入浴などの生活支援や、り災証明申請などの行政機関への諸手続等、可能な範囲で支援を行う。

## 4 避難所外避難を行う住民への対応

安否確認を行う際に避難所外避難を行う旨を確認し、次の内容を伝える。

(1) 避難所外避難を行う時は、隣近所や組長に行き先と連絡先を伝える。

(2) 避難所外避難を行う場所を確定した場合は、最寄りの指定避難所に、その場所と避難人員を申告する。